

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、品質・コスト・納期において、顧客の満足と信頼を獲得することを通じて、株主価値を増大させるとともに、株主の皆様、仕入先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を構築することにあります。そのため、経営に関する正確かつ迅速な情報収集・意思決定、業務執行に関する透明性・効率性の確保に向けた経営管理体制の構築と適切な運営に意を用いております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2 招集通知の発送前開示】

招集通知は、来期より早期発送を行う予定です。また、招集通知はTDnet及び当社ホームページへの掲載を行っていますが、来期より発送前の早期開示を行う予定にしております。

【補充原則1-2-3 株主総会関連の日程の適切な設定】

今期は、法定書類の作成日程や監査日程を十分確保し、慎重に決算事務を進めたいという点と、招集手続きに関する期間等を勘案した結果、集中日の開催となりましたが、株主との建設的な対話を充実させる観点から、来期は集中日以外の日程で開催できるよう検討して参ります。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

議決権電子行使プラットフォームについては、費用対効果を検討した結果、現状では必要ないと考えます。招集通知の英訳については、外国人株主の比率が低いと、現時点では実施いたしません。これらの実施については、今後の株主構成の状況に応じて検討して参ります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページに「経営理念」を開示しています。現在、中期経営計画は開示しておりません。中期経営計画の開示は、株主、投資家に当社の成長戦略についてご理解いただくための重要な課題と認識しており、今後検討して参ります。

(5) 経営陣幹部と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補者及び社外監査役候補者以外の候補者の選任理由を開示しておりませんが、来期の定時株主総会より、取締役候補者及び監査役候補者全員の選任理由を株主総会招集通知にて開示することを検討して参ります。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人の評価基準】

監査役会により、外部会計監査人を適切に選定し、適切に評価するための基準の策定を行うことを今後検討して参ります。

なお、外部会計監査人の独立性・専門性については確認しております。

【補充原則4-1-2 中期経営計画へのコミットメント】

現在、中期経営計画は開示しておりません。

中期経営計画の開示は、株主、投資家に当社の成長戦略についてご理解いただくための重要な課題と認識しており、今後検討して参ります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

最高経営責任者等の後継者の計画は作成していないため、取締役会において監督を行っておりません。計画の作成および取締役会による適切な監督については、今後必要に応じて検討して参ります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会では、各提案に対し、客観的・多角的に議論、決定がなされています。また、稟議・申請に基づいて議案が上程され審議が行われています。

報酬については、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬を導入しておりません。これらを導入することによるメリット・デメリットを含めた役員報酬のあり方については、今後必要に応じて検討して参ります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬を導入しておりません。これらを導入することによるメリット・デメリットを含めた役員報酬のあり方については、今後必要に応じて検討して参ります。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

独立した客観的立場から、取締役に対する実効性の高い監督を行うために、会社の業績等の評価を行い、その評価を取締役の人事に適切に反映する仕組みは設けておりません。導入することによるメリット・デメリットを含めた評価のあり方および人事への反映については、今後必要に応じて検討して参ります。

【補充原則4-3-1 取締役会による経営陣幹部の選任・解任】

経営陣幹部の選任・解任については、業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性を確保し、適切に実行すべきと認識しておりますが、明確な基準は設けておりません。現在は、取締役会が日常の執行状況に基づいて決定しております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外監査役3名中2名を独立役員として東証へ届出を行っています。社外取締役の石川氏は、独立した客観的立場で企業経営者としてのこれまでの豊富な経験と幅広い見識に基づいて、企業価値向上の観点から適切な発言を行うと共に、社外取締役として必要な監督を行っています。現在、社外取締役は1名ですが、社外監査役を含めた社外役員で、経営の監督は十分に機能していると判断し、現時点で社外取締役の増員は不要と判断いたします。ただし、今後の経営環境の変化によって、社外取締役の増員が必要と判断される場合は、検討して参ります。

【補充原則4－10－1 独立取締役の適切な関与・助言】

取締役候補者・監査役候補者の選任については、社外取締役が出席する取締役会において審議の上、決定しております。また、報酬の決定に当たっては、株主総会で決議された報酬の枠内により社外取締役が出席する取締役会で決議しております。そのため、社外取締役が適切に関与する仕組みとなっていることから、現時点で諮問委員会等の機関を設置することは考えておりませんが、今後の経営環境の変化により、諮問委員会等の設置が必要と判断した場合には検討して参ります。

【補充原則4－11－3 取締役会全体の実効性】

取締役会の出席率は高く、様々な経営課題について活発な議論が行われています。取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、結果の概要を開示することは、今後の検討課題と考えております。

【原則5－2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

現在、中期経営計画は開示していません。

中期経営計画の開示は、株主、投資家に当社の成長戦略についてご理解いただくための重要な課題と認識しており、今後検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

＜政策保有に関する方針＞

当社は、取引関係の維持・強化及び株式の安定等を目的に政策保有株式として取引先の株式を保有しています。

主要な政策保有については、上記方針と合致しているかどうか、毎年、取締役会で説明をいたします。

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案を精査し、企業価値の向上に資するものかという観点から判断いたします。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

利益相反取引、競業取引については、職務権限規定において、取締役会決議事項と定め、会社や株主の共同の利益を害することがないように適切に監視を行っています。なお、関連当事者間の取引が発生した場合は、関連法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則3－1 情報開示の充実】

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

＜コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針＞

1. 基本的な考え方

品質・コスト・納期において、顧客の満足と信頼を獲得することを通じて、株主価値を増大させるとともに、株主の皆様、仕入れ先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を構築することにあります。そのため、経営に関する正確かつ迅速な情報収集・意思決定、業務執行に関する透明性・効率性の確保に向けた経営管理体制の構築と適切な運営に意を用いております。

2. 基本方針

(1)株主の権利・平等性の確保に努める。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。

(3)適切な情報開示と透明性の確保に努める。

(4)透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務を適切に果たすよう努める。

(5)株主との建設的対話に努める。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

＜経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続＞

株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で職位・在任年数・業績の進捗等を総合的に勘案し、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しています。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補指名に当たっての方針と手続

＜取締役候補者・監査役候補者の選任方針と手続＞

1. 取締役候補者については、持続的な企業価値の向上を可能とする知見および実績を有することを選任方針とし、取締役会において審議の上、決定しています。

2. 監査役候補者については、役割に応じた必要な能力、経験を有することを選任方針とし、監査役会の同意を得て、取締役会において審議の上、決定しています。

【補充原則4－1－1 取締役会の経営陣への委任の範囲】

取締役会の決議が必要な項目としては、(1)法令に定める事項、(2)定款に定める事項、(3)その他取締役会規程に定める事項があり、経営陣の執行権限については、「職務権限規定」において明確にしております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

＜独立性判断基準＞

独立性判断基準は、会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準を満たす者としています。

【補充原則4－11－1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役選任の方針・手続】

＜取締役会の構成についての考え方と取締役選任に関する基本方針＞

当社は、自動車機器、電子機器の広い範囲の事業をグローバルに展開していることから、取締役会全体としてこれらの事業分野および管理部門等に精通し、経営の意思決定を迅速に行うことができる社内出身の取締役と、多様な視点から企業価値向上やガバナンスの充実について意見を述べ問題提起を行うことができる社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、当社取締役会の員数は、定款に定める11名以内とします。

【補充原則4－11－2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役に兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等にて毎年開示しております。なお、社外取締役、社外監査役は上場会社の役員は兼任しておらず、業務に専念できる体制となっています。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
＜取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞
取締役・監査役に対して、その役割を果たす上で必要なトレーニングの機会を継続的に提供します。
特に社内役員に対しては、法令順守、会社法やコーポレートガバナンスに関する知識、企業価値向上に有用な知識等について研修を実施します。
社外役員に対しては、就任に際して当社グループの概況に関する説明を実施します。

【原則5－1 株主との建設的対話に関する方針】
IR担当部門として広報課を設置しています。株主との対話については、「株主との対話に関する方針」を作成し、この方針に則り、タイムリーに情報を開示すると共に、投資家、株主からのご質問についても対応しております。
＜株主との対話に関する方針＞
1. 株主との対話についてIRを担当する広報課にて行っており、IR担当役員が統括しています。
2. 株主との対話を補助する体制として、IR担当部門である広報課と有機的な連携をとる経理部、法務部、人事部、総務部、企画管理室等が存在しています。これら各部門が連携して情報を共有化して資料作成し、タイムリーに株主に情報を開示しています。
3. 個別面談以外の対話の手段として、ホームページにお問い合わせ欄を設け、株主と対話できるようにしています。
4. 対話において把握された株主の意見等については、その都度、IR担当役員及び関係部門に報告します。さらに必要に応じて、取締役会へ報告等をいたします。
5. 対話に際してのインサイダー情報の管理については、当社グローバルポリシーに則り、厳格に運用しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	1,000,290	10.93
池永重彦	913,629	9.99
ダイヤモンド電機取引先持株会	794,000	8.68
池永辰朗	671,791	7.34
ダイヤモンド電機社員持株会	389,786	4.26
豊栄産業株式会社	387,840	4.24
池永悦治	271,000	2.96
第一生命保険株式会社	240,000	2.62
株式会社三井住友銀行	200,600	2.19
株式会社りそな銀行	200,000	2.19

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情
該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川晃三	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川晃三		<略歴> 昭和43年7月 石川鉄工株式会社(現株式会社ソミック石川)入社 平成2年5月 同社代表取締役社長 平成24年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成25年11月 浜松商工会議所副会頭(現任)	<選任理由> 企業経営者としてのこれまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくために選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任し、期中及び期末の会計処理に関する監査を受け、適正な会計処理に努めております。監査役は会計監査人から年間監査計画の説明を受けるとともに、会計監査及び内部統制監査の結果に関して定期的（四半期毎）に意見交換等を実施し、監査役監査にてフォローしております。監査役と内部監査部門の連携につきましては、それぞれの監査計画策定時の意見交換を実施する他、監査結果につき、必要に応じて意見交換等を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
赤井 義宏	税理士													
飯田 久夫	他の会社の出身者													
鈴木 健太郎	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤井 義宏	○	＜略歴＞ 昭和58年12月 税理士資格取得 平成 7年11月 赤井会計事務所開業 平成15年 6月 当社監査役就任（現任）	＜選任理由＞ 税理士としての見識及び経験に基づく大所高所からのアドバイス、経営の客観性の確保の観点から選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 赤井監査役は東京証券取引所が規定する独立性に関する判断基準等に該当することはないと判断し、独立役員として届け出ております。
		＜略歴＞ 平成 8年 3月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）	＜選任理由＞ 金融機関における長年の経験と幅広い見識を当社の監査に反映させるため、選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 飯田監査役が平成23年6月まで在籍し

飯田 久夫	○	神田橋支店支店長 平成 9年10月 株式会社さくら銀行金融 法人部審議役 平成10年 4月 株式会社さくら銀行神戸 公務部長 平成13年 6月 株式会社日本総合研究 所理事 平成18年 7月 株式会社日本総研ソリ ューションズ(現株式会 社JSOL) 理事 平成21年 6月 当社監査役(現任)	ておりました株式会社JSOLとは、当社のその 他の取締役及び監査役と人的関係、資本的関 係又は取引関係その他の特別な利害関係が ありませんが、平成13年5月まで当社の取引 金融機関である株式会社三井住友銀行の業 務執行者でありました。しかし、当社は複数の 金融機関と取引を行っており、株式会社三井 住友銀行への借入依存度及び当社株式の保 有比率は他社に比べ突出していないため、当 社の意思決定に対し、株式会社三井住友銀行 の意向により著しい影響を及ぼす可能性はな く東京証券取引所が規定する独立性に関する 判断基準に該当することはないと判断し、独立 役員として届け出ております。
鈴木 健太郎		＜略歴＞ 平成13年10月 弁護士登録(第一東京弁 護士会所属) 平成13年10月 長島・大野・常松法律事 務所入所 平成26年2月 柴田・鈴木・中田法律事 務所開設 同 パートナー (現任) 平成26年6月 当社監査役就任(現任)	＜選任理由＞ 弁護士として法的専門知識を有することか ら、特にコンプライアンス強化の視点におい て、経営の監視や適切な助言を得るため、選 任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

2名の社外監査役を独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役に対しては役割りに応じた報酬を設定しており、インセンティブに関する施策は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期において取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 139百万円(内社外取締役4百万円)

監査役 20百万円(内社外監査役9百万円)

取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

上記のほか、平成26年6月27日開催の第75期定時株主総会決議に基づき、平成26年1月10日に退任した役員及び平成26年6月27日に退任した役員に対し、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。取締役 2名83百万円、監査役 1名4百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無	あり
--------------------------	----

株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で職位・在任年数・業績の進捗等を総合的に勘案し、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の専従スタッフとして、特定の組織を有していませんが、社外取締役に付きましては、取締役会、社外監査役に付きましては監査室が必要に応じてサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)経営体制

当社は、取締役会の活性化及び経営の意思決定の迅速化並びに業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役会が担う経営の意思決定と業務執行の役割りを分離し、執行役員は取締役会で決定された経営戦略に基づく業務執行部分を担います。

当社は、平成25年7月の米国独占禁止法違反をうけて、カルテル行為の再発防止及びコンプライアンス強化のため、社外取締役の選任、社外監査役の増員、執行役員制度の見直し及びこれに伴う情報伝達体制の見直し等を骨子とする取締役・執行役員体制の再構築を行いました。

取締役会は社外取締役1名を含む5名で構成され、月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

執行役員会は、業務の執行統制のため、毎月開催しております。

監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成され、取締役会において必要に応じて意思決定の適法性確保の観点から発言を行うとともに、取締役の業務執行状況を監査しております。

(2)会計監査

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査に関して有限責任 あずさ監査法人を選任しており、法令に基づく適正な会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に携わる同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。業務を執行した公認会計士は下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 洪 性禎(継続監査年数2年)

指定有限責任社員・業務執行社員 堀内 計尚(継続監査年数3年)

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名、その他 14名

なお、主要な海外子会社につきましては、KPMG等による会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の活性化と迅速な意思決定、執行責任の明確化を目的として、執行役員制度を導入しております。月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催するほか、業務の執行状況をタイムリーに把握するため執行役員会を毎月開催しております。

当社は、経営の意思決定及び執行役員の業務執行を管理監督する取締役会に対して、外部からの経営チェック機能の観点から社外監査役を含む監査役による監査が実施されることから、監査役設置会社を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	Webサイトに招集通知、個別注記表及び連結注記表を掲載し、総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施致しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他開示資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部広報課がIR担当窓口となっております。	
その他	WebサイトのIR内容をリニューアル致しました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規定を制定して遵守すべき事項を明確化しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はISO14001の認証を取得しており、これに基づく製品開発、生産活動等環境保全活動に意を用いております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備状況について

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社及び当社子会社の社は「健康・信頼・前進」を適切な業務執行に際して守るべき規範の支柱とするとともに、「グローバルポリシー」を制定し、グループ横断的に企業倫理規範の実践に取り組む。

2) コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「コンプライアンスハンドブック」を作成し・配布し、常に法令遵守を意識した職務執行に努める。また、当社法務部を中心としてグループ横断的なコンプライアンス教育を行う。当社及び当社子会社の従業員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図る。

3) 財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を策定し、これに基づく業務の仕組みの構築、改善を進めるとともに、その運用状況を定期的に評価し仕組みの維持改善を行う。

4) 内部監査部門が、品質・環境関係を含む業務全般を対象として、法令・定款・社内規定の遵守状況を監査する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理(電磁的記録を含む)につき、文書管理規定、稟議規定その他関連規定に従い、適切に処理する。

2) 取締役、監査役及び内部監査部門は、いつでも当該情報を閲覧できる。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グローバル化の進展に伴って、当社の経営成績等に影響を及ぼす事業上のリスクが多様化・複雑化している点を踏まえて、リスク管理規定を制定して当社及び当社子会社のリスクを特定し、その下で個別のリスクに関する把握・分析・対応方法について文書化することによりリスク発生時の対応

方法決定の迅速化を図るとともに、定期的な見直しを行う。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 定例取締役会を毎月開催する。

2) 執行役員制度を導入し、取締役会は、経営の基本方針の決定と業務執行を監督する機関として機能させる。

3) 取締役会規程や執行役員会規程の改定により、経営と業務執行を分離する執行役員制を強化する。また、職務権限規程の見直しにより、職位に応じた権限と責任の明確化を図る。

4) 関係会社管理規程及び職務権限規程に基づき、当社子会社においても職位に応じて権限と責任に見合う職務の執行を行う。

(5) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社関連の規定類の見直しを行う。

2) 当事業に関して、海外子会社を含めて定期的な検討会を開催する。

3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を強化する。

「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の責任者は、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を当社に対して行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、社内規程に基づき、監査役スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事及び評価については、監査役の意見を尊重するなど、取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(7) 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことに理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1) 監査役は、定期的に、また必要に応じて取締役から報告を求めることができる。

2) 当社及び当社子会社の取締役および使用人は、上記の求めに応じ報告を行うとともに、必要な情報提供を行う。

3) 監査役は、取締役会のほか重要会議に出席する機会を確保するとともに、必要に応じて各種議事録、決裁書類等をいつでも閲覧できるものとする。

4) 当社は、監査役に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、代表取締役との定期的な会合を開催するほか、内部監査部門・会計監査人との定期的な情報交換・意見交換の機会を確保する。

2) 当社は監査役の職務の執行において合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査役の請求に基づき速やかに支弁する。

内部統制システムの整備の状況

グローバル化の進展に伴って、当社の経営成績等に影響を及ぼす事業上のリスクが多様化・複雑化している点を踏まえて、リスク管理規定を制定してリスクを特定し、その下で個別のリスクに関する把握・分析・対応方法について文書化するとともに、定期的な見直しを行っております。当社は、平成25年7月の米国独占禁止法違反をうけて、社外取締役の選任、社外監査役の増員、執行役員制度の見直し、情報伝達体制の見直し等を骨子とする経営体制の再構築を行うとともに、コンプライアンス全般を所轄する法務部の設置、ITシステムの活用を含めた管理制度の整備、内部通報制度に関する外部通報窓口の設置、各種研修の拡充を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) コンプライアンス規定、企業行動指針、社員行動指針において、法令遵守、反社会的勢力排除に向けた姿勢を明示して周知徹底を図っております。

2) 統括対応部署を総務部として大阪府企業防衛対策協議会に加盟し、警察・関連行政機関等からの情報収集を行うとともに、不当要求を受けた場合に備え迅速に対処できる社内体制の整備を進めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

